東京都の区の存する地域	町田市　横浜市　川崎市　豊田市　大阪市	さいたま市　千葉市　国立市　八王子市　名古屋市	神戸市	小田原市　大津市　京都市　堺市　奈良市　広島市　福岡市	仙台市　ひたちなか市　宇都宮市　甲府市　静岡市　岐阜市　岡崎市　津市　泉佐野市　和歌山市
五、〇五四円	四、九二七円	四、八九五円	四、七九九円	四、七三六円	四、六〇八円

札幌市　栃木市　前橋市　新潟市　富山市　金沢市　福井市　長野市　松本市　豊橋市　姫路市　岡山市　徳島市　北九州市　長崎市	上記以外の市町村
四、五一三円	四、四一七円

2　前項以外の更生保護施設に適切な人数の職員を配置した場合において、当該更生保護施設に宿泊するものとして宿泊供与又は食事付宿泊供与を委託したときは、前条の規定にかかわらず、委託事務費として、委託先の区分に応じ、被保護者一人一日につき次の額を支弁する。

東京都の区の存する地域	町田市　横浜市　川崎市　豊田市　大阪市	さいたま市　千葉市　国立市　八王子市　名古屋市	神戸市	小田原市　大津市　京都市　堺市　奈良市　広島市　福岡市	仙台市　ひたちなか市　宇都宮市　甲府市　静岡市　岐阜市　岡崎市　津市　泉佐野市　和歌山市
五、〇四二円	四、九一五円	四、八八四円	四、七八九円	四、七二五円	四、五九八円

東京都の区の存する地域	町田市　横浜市　川崎市　豊田市　大阪市	さいたま市　千葉市　国立市　八王子市　名古屋市	神戸市	小田原市　大津市　京都市　堺市　奈良市　広島市　福岡市	仙台市　ひたちなか市　宇都宮市　甲府市　静岡市　岐阜市　岡崎市　津市　泉佐野市　和歌山市
五、〇二三円	四、八九七円	四、八六五円	四、七七一円	四、七〇八円	四、五八一円

札幌市　栃木市　前橋市　新潟市　富山市　金沢市　福井市　長野市　松本市　豊橋市　姫路市　岡山市　徳島市　北九州市　長崎市	上記以外の市町村
四、四八七円	四、三九二円

2　前項以外の更生保護施設に適切な人数の職員を配置した場合において、当該更生保護施設に宿泊するものとして宿泊供与又は食事付宿泊供与を委託したときは、前条の規定にかかわらず、委託事務費として、委託先の区分に応じ、被保護者一人一日につき次の額を支弁する。

東京都の区の存する地域	町田市　横浜市　川崎市　豊田市　大阪市	さいたま市　千葉市　国立市　八王子市　名古屋市	神戸市	小田原市　大津市　京都市　堺市　奈良市　広島市　福岡市	仙台市　ひたちなか市　宇都宮市　甲府市　静岡市　岐阜市　岡崎市　津市　泉佐野市　和歌山市
五、〇一二円	四、八八六円	四、八五四円	四、七六〇円	四、六九七円	四、五七一円